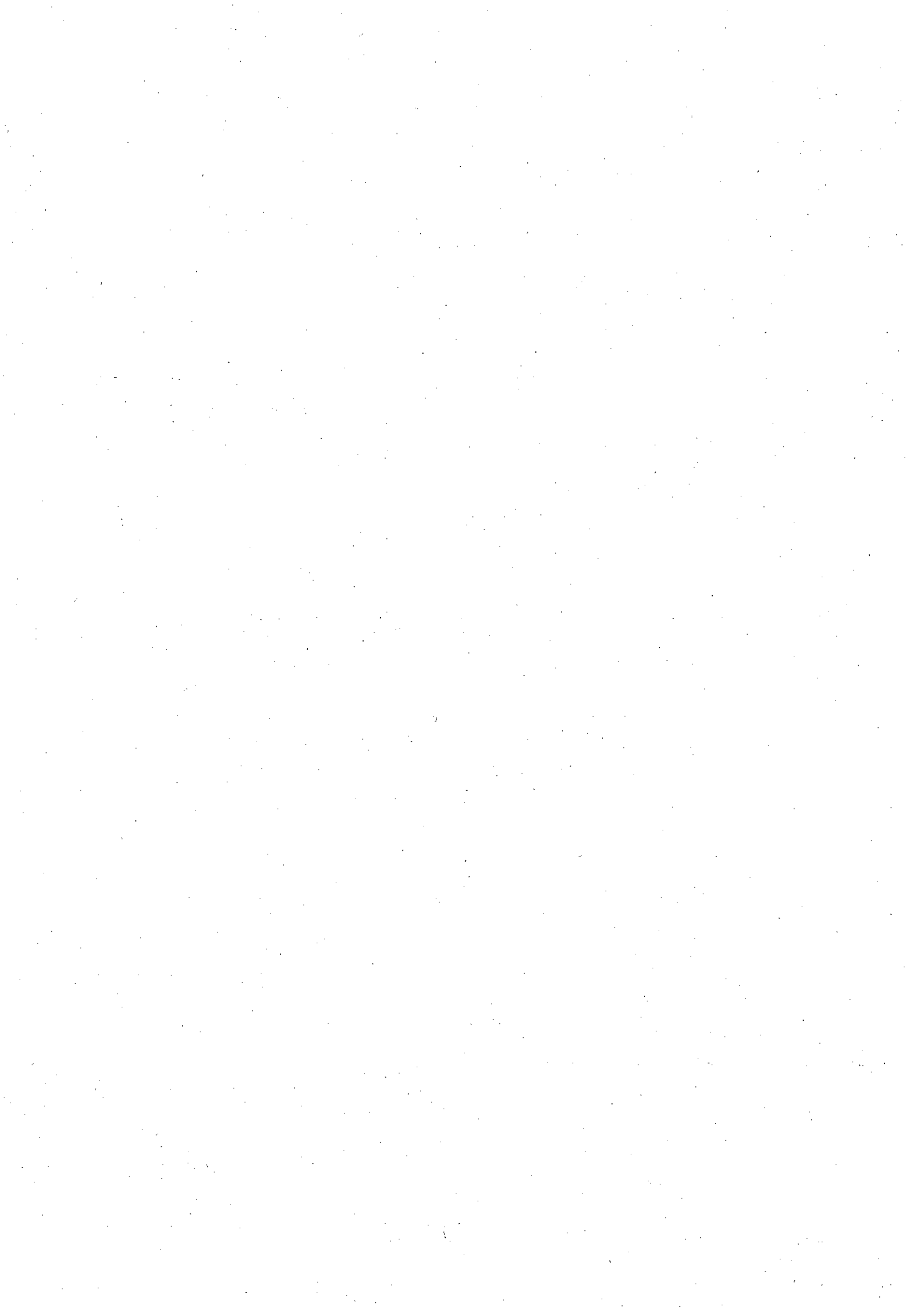


## 議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室及び4階第4委員会室で行う。  
(第4委員会室では、大会議室における説明の映像・音声を配信。)
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

### 令和3年6月定例会議案説明会日程(案)

6月21日(月)	午 前	10:00 ~ 10:05	財 政
		10:05 ~ 10:10	総 務
		10:10 ~ 10:15	スポーツ市民
		10:15 ~ 10:20	環 境
		10:20 ~ 10:25	健康福祉
		10:25 ~ 10:30	子ども青少年
		10:30 ~ 10:35	教 育
		10:35 ~ 10:40	緑政土木
		10:40 ~ 10:45	交 通
		10:45 ~ 10:50	経 済
		10:50 ~ 10:55	観光文化交流
		10:55 ~ 11:00	防災危機管理
11:00 ~ 11:05	住宅都市		



## 令和3年度6月補正予算の概要

○ 補正規模

	一般会計	6,836	百万円
--	------	-------	-----

○ 補正内訳

			百万円
--	--	--	-----

1 新型コロナウイルス感染症への対応 6,661

女性をつながりサポート事業 15

新型コロナウイルスワクチン接種事業 6,622

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助 24

2 その他 175

個人番号カード関連事務負担金 63

地域商業機能複合化推進事業助成 65

新たな文化芸術推進体制の構築に向けた検討 9

中央看護専門学校と公立大学法人名古屋市立大学の統合準備 38



## 令和3年6月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公 営 企 業 会 計	総 計
A 令和3年度 当初予算	1,319,390,000	983,508,706	446,417,801	2,749,316,507
令和3年度 6月補正	6,836,414	-	-	6,836,414
B 令和3年度 6月現計予算	1,331,842,766	983,508,706	446,417,801	2,761,769,273
C 令和2年度 当初予算	1,254,380,000	1,044,716,516	449,037,561	2,748,134,077
令和2年度 6月補正	11,747,440	747,179	-	12,494,619
D 令和2年度 6月現計予算	1,525,947,563	1,055,059,016	449,037,561	3,030,044,140
令和2年度 最終予算	1,588,026,693	1,095,931,165	450,367,858	3,134,325,716
B/A	100.9	100.0	100.0	100.5
B/D	87.3	93.2	99.4	91.1
(参考) A/C	105.2	94.1	99.4	100.0

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

# 令和3年度6月補正予算の概要

## 1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会計	款(又は会計)	補正前の額	補正額	計
一般会計		1,325,006,352	6,836,414	1,331,842,766
	健康福祉費	334,749,709	6,060,000	340,809,709
	子ども青少年費	169,209,671	24,100	169,233,771
	スポーツ市民費	15,721,479	78,314	15,799,793
	経済費	101,987,179	65,000	102,052,179
	観光文化交流費	24,570,991	9,000	24,579,991
	職員費	276,226,241	600,000	276,826,241
総計		2,754,932,859	6,836,414	2,761,769,273

## 2 歳出

一般会計

(単位：千円)

局別	事項	金額	左の財源	説明
スポーツ市民	女性のつながりサポート事業	15,000	国庫 11,250 一般財源 3,750	新型コロナウイルス感染症への対応として、ひとりで困難を抱える女性のための安心して過ごせる場の提供や面接相談等を実施
	個人番号カード関連事務負担金	63,314	国庫 63,314	個人番号カード関連事務の委任に係る負担金の増額 所要見込額 831,870 現計予算額 768,556 差引補正額 63,314
経済	地域商業機能複合化推進事業助成	65,000	国庫 44,000 一般財源 21,000	商店街が行う新たな需要の創出につながる施設整備や消費動向の調査分析等に対して、国の補助事業を活用し助成
観光文化交流	新たな文化芸術推進体制の構築に向けた検討	9,000	一般財源 9,000	高度・専門的な視点による支援等を通じた名古屋の文化振興及び魅力向上を図るための推進体制を検討

(単位：千円)

局別	事項	金額	左の財源	説明
健康福祉	新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,622,000	国庫 6,622,000	ワクチン接種を実施するため、必要な費用を増額 接種費用 1,839,689 時間外等加算相当額の上乗せ 接種体制の確保 4,782,311 コールセンター回線数の増設 区役所来庁者対応 など
	中央看護専門学校と公立大学法人名古屋市立大学の統合準備	38,000	一般財源 38,000	令和5年4月を目標としている統合に向けた運営に係る検討及び環境整備
子ども青少年	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助	24,100	国庫 21,690 一般財源 2,410	新型コロナウイルス感染症への対応として、自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯を対象とする住居借り上げ資金の貸付事業に対して補助
一般会計計		6,836,414	特定財源 6,762,254 一般財源 74,160	

## 3 歳入

(単位：千円)

会計・款	金額	説明
一般会計	6,836,414	
国庫支出金	6,762,254	健康福祉費負担金 1,839,689 予防接種費負担金 健康福祉費補助金 4,782,311 予防接種費補助金 子ども青少年費補助金 21,690 子ども青少年事業費補助金 スポーツ市民費補助金 74,564 市民活動費補助金 11,250 区役所費補助金 63,314

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
国 庫 支 出 金		経済費補助金 44,000 産業振興費補助金
繰 越 金	74,160	前年度繰越金



## 令和3年6月定例会 提出議案の概要（総務局）

### 1 条例案

件 名	概 要																								
<p>名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について (第136号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 議長、副議長及び議員の議員報酬月額及び期末手当の特例を定めるもの。</p> <p>(2) 内 容</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">減額後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・議員報酬月額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議 長</td> <td style="text-align: right;">1,041,250円</td> <td style="text-align: right;">→ 500,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">副議長</td> <td style="text-align: right;">916,300円</td> <td style="text-align: right;">→ 500,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議 員</td> <td style="text-align: right;">841,500円</td> <td style="text-align: right;">→ 500,000円</td> </tr> <tr> <td>・期末手当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">6 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">期末手当基礎額×1.45月→ 1,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">12 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">期末手当基礎額×1.65月→ 1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 令和3年8月1日</p>		現 行	減額後	・議員報酬月額			議 長	1,041,250円	→ 500,000円	副議長	916,300円	→ 500,000円	議 員	841,500円	→ 500,000円	・期末手当			6 月	期末手当基礎額×1.45月→ 1,000,000円		12 月	期末手当基礎額×1.65月→ 1,000,000円	
	現 行	減額後																							
・議員報酬月額																									
議 長	1,041,250円	→ 500,000円																							
副議長	916,300円	→ 500,000円																							
議 員	841,500円	→ 500,000円																							
・期末手当																									
6 月	期末手当基礎額×1.45月→ 1,000,000円																								
12 月	期末手当基礎額×1.65月→ 1,000,000円																								



令和3年6月定例会 提出議案の概要（スポーツ市民局）

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市手数料条例の一部改正について (第84号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するもの。</p> <p>(2) 内 容 個人番号カードの再交付手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったことに伴い、個人番号カードの再交付についての規定を削除する。</p> <p>(3) 施行期日 令和3年9月1日</p>
<p>名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正について (第85号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 愛知県における、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴い、規定を整理するもの。</p> <p>(2) 主な内容 ア 自転車乗車用ヘルメット着用努力義務の範囲を高年齢者からすべての自転車利用者へ拡大する。 イ 事業者が従業員の事業活動につき自転車を利用させる場合、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入を義務化する。</p> <p>(3) 施行期日 公布の日から施行する。 (ただし、一部の規定は令和3年10月1日)</p>

件 名	概 要						
<p>名古屋市プール条例の一部改正について (第86号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市名城プールを廃止するもの。</p> <p>(2) 内 容 ア 施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="529 483 1430 672"> <tr> <td data-bbox="529 483 836 546">名 称</td> <td data-bbox="836 483 1430 546">名古屋市名城プール</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 546 836 609">所 在 地</td> <td data-bbox="836 546 1430 609">名古屋市北区名城一丁目2番13号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 609 836 672">開設年月日</td> <td data-bbox="836 609 1430 672">昭和23年7月1日</td> </tr> </table> <p>イ 廃止理由 愛知県体育館の移転に伴い、新体育館の建設予定地に名城プールが含まれることから、廃止する。</p> <p>(3) 施行期日 令和3年10月1日</p>	名 称	名古屋市名城プール	所 在 地	名古屋市北区名城一丁目2番13号	開設年月日	昭和23年7月1日
名 称	名古屋市名城プール						
所 在 地	名古屋市北区名城一丁目2番13号						
開設年月日	昭和23年7月1日						

2 補正予算（第94号議案）

件名	金額	概要
女性のつながりサポート事業	<p style="text-align: right;">千円</p> 歳出 15,000	新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受け、ひとりで困難を抱える女性のための安心して過ごせる場の提供や面接相談等
個人番号カード関連事務負担金	歳出 63,314	個人番号カード関連事務の委任に係る負担金の増額

3 一般案件

件 名	概 要				
<p>契約の締結について (第95号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）に基づき、名古屋市瑞穂公園陸上競技場等の解体、設計、建設、運営及び維持管理に係る事業契約を締結するもの。</p> <p>(2) 契約の相手方 名古屋市中区錦二丁目2番13号 株式会社瑞穂 L O O P - P F I 代表取締役 岸 田 文 夫</p> <p>(3) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(4) 契約金額 54,621,125,015 円</p>				
<p>指定管理者の指定について (第 105 号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 瑞穂公園の公園施設の指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内 容</p> <p>ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="571 1339 1434 1496"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 1339 954 1400">施設の名称</th> <th data-bbox="954 1339 1434 1400">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 1400 954 1496">瑞穂公園の公園施設</td> <td data-bbox="954 1400 1434 1496">株式会社瑞穂 L O O P - P F I</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 令和5年4月1日から令和23年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	瑞穂公園の公園施設	株式会社瑞穂 L O O P - P F I
施設の名称	指定の相手方				
瑞穂公園の公園施設	株式会社瑞穂 L O O P - P F I				

件 名	概 要								
指定管理者の指定の変更について (第 107 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市男女平等参画推進センターの指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="539 515 1417 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 515 976 577">施設の名称</th> <th data-bbox="976 515 1417 577">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 577 976 683">男女平等参画推進センター</td> <td data-bbox="976 577 1417 683">アイ・コニックグループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="539 784 1417 974"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 784 976 846">変更前</th> <th data-bbox="976 784 1417 846">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 846 976 974">平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで</td> <td data-bbox="976 846 1417 974">平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	男女平等参画推進センター	アイ・コニックグループ	変更前	変更後	平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで
施設の名称	指定管理者								
男女平等参画推進センター	アイ・コニックグループ								
変更前	変更後								
平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで								
指定管理者の指定の変更について (第 108 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市障害者スポーツセンターの指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="539 1361 1417 1579"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1361 976 1424">施設の名称</th> <th data-bbox="976 1361 1417 1424">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1424 976 1579">障害者スポーツセンター</td> <td data-bbox="976 1424 1417 1579">社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="539 1680 1417 1870"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1680 976 1742">変更前</th> <th data-bbox="976 1680 1417 1742">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1742 976 1870">平成29年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで</td> <td data-bbox="976 1742 1417 1870">平成29年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	障害者スポーツセンター	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	変更前	変更後	平成29年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで
施設の名称	指定管理者								
障害者スポーツセンター	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団								
変更前	変更後								
平成29年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで								

件 名	概 要								
指定管理者の指定の変更について (第 109 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市総合体育館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="536 499 1412 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 499 975 562">施設の名称</th> <th data-bbox="975 499 1412 562">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 562 975 667">総合体育館</td> <td data-bbox="975 562 1412 667">名古屋市総合体育館NK 共同事業体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="531 768 1409 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 768 970 831">変更前</th> <th data-bbox="970 768 1409 831">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 831 970 958">平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="970 831 1409 958">平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	総合体育館	名古屋市総合体育館NK 共同事業体	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
総合体育館	名古屋市総合体育館NK 共同事業体								
変更前	変更後								
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで								



件名	概要																				
指定管理者の指定の変更について (第110号議案)	<p>(1) 趣旨            名古屋市体育館始め体育館7館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="544 510 1417 1189"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市体育館</td> <td>シンコースポーツ株式会社</td> </tr> <tr> <td>露橋スポーツセンター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>稲永スポーツセンター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>天白スポーツセンター</td> <td>愛知スイミング・大成共同事業体</td> </tr> <tr> <td>北スポーツセンター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>千種スポーツセンター</td> <td>株式会社JPN</td> </tr> <tr> <td>東スポーツセンター</td> <td>株式会社JPN</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="544 1285 1417 1480"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td>平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市体育館	シンコースポーツ株式会社	露橋スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	稲永スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	天白スポーツセンター	愛知スイミング・大成共同事業体	北スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	千種スポーツセンター	株式会社JPN	東スポーツセンター	株式会社JPN	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者																				
名古屋市体育館	シンコースポーツ株式会社																				
露橋スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																				
稲永スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																				
天白スポーツセンター	愛知スイミング・大成共同事業体																				
北スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																				
千種スポーツセンター	株式会社JPN																				
東スポーツセンター	株式会社JPN																				
変更前	変更後																				
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで																				

件 名	概 要														
指定管理者の指定の変更について (第 111 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市上社レクリエーションルーム始め 2 館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="531 497 1409 766"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上社レクリエーションルーム</td> <td>公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td> </tr> <tr> <td>黒川スポーツトレーニングセンター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <p>ア 上社レクリエーションルーム</p> <table border="1" data-bbox="526 916 1404 1108"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月31日まで</td> <td>平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 黒川スポーツトレーニングセンター</p> <table border="1" data-bbox="526 1158 1404 1350"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月31日まで</td> <td>平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	上社レクリエーションルーム	公益財団法人名古屋市文化振興事業団	黒川スポーツトレーニングセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	変更前	変更後	平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで	変更前	変更後	平成30年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで
施設の名称	指定管理者														
上社レクリエーションルーム	公益財団法人名古屋市文化振興事業団														
黒川スポーツトレーニングセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会														
変更前	変更後														
平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで														
変更前	変更後														
平成30年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで														

件 名	概 要								
指定管理者の指定の変更について (第 112 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市港サッカー場の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="539 517 1417 685"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 517 978 584">施設の名称</th> <th data-bbox="978 517 1417 584">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 584 978 685">港サッカー場</td> <td data-bbox="978 584 1417 685">公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="539 786 1417 976"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 786 978 853">変更前</th> <th data-bbox="978 786 1417 853">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 853 978 976">平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで</td> <td data-bbox="978 853 1417 976">平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	港サッカー場	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	変更前	変更後	平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
施設の名称	指定管理者								
港サッカー場	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会								
変更前	変更後								
平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで								

件 名	概 要																				
指定管理者の指定の変更について (第 113 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市港プール始め 5 施設の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="536 499 1412 1070"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港プール</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>熱田プール</td> <td>シンコースポーツ株式会社</td> </tr> <tr> <td>楠プール</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>富田プール</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>南陽プール</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <p>ア 港プール、熱田プール、楠プール、富田プール</p> <table border="1" data-bbox="529 1220 1409 1413"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで</td> <td>平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 南陽プール</p> <table border="1" data-bbox="529 1462 1409 1655"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで</td> <td>平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	港プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	熱田プール	シンコースポーツ株式会社	楠プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	富田プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	南陽プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	変更前	変更後	平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	変更前	変更後	平成30年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
施設の名称	指定管理者																				
港プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																				
熱田プール	シンコースポーツ株式会社																				
楠プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																				
富田プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																				
南陽プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																				
変更前	変更後																				
平成28年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成28年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで																				
変更前	変更後																				
平成30年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで																				

令和3年6月定例会 提出議案の概要（環境局）

1 条例案

件名	概要
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正について (第87号議案)	<p>(1) 改正の概要</p> <p>汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自主調査報告制度について、自主調査の結果により健康被害又は生活環境被害が生ずるおそれがあると認める場合に、土地の所有者等に対し調査命令を行うことができるよう規定</li><li>・区域の指定について、汚染が判明した場合でも区域に指定しない特例を規定</li><li>・台帳について、指定が解除された区域の台帳及び特例規定の適用を受けて区域に指定しなかった土地の台帳を調製し保管するよう規定</li><li>・汚染土壌の搬出について、自然由来等形質変更時届出管理区域間の土壌の移動及び同一契機で行われた土壌汚染等調査又は自主調査の対象地内における飛び地間の土壌の移動を認める例外を規定</li></ul> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和3年8月1日（ただし、一部の規定は、令和3年10月1日）</p>



令和 3年 6月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市保健衛生 関係手数料条例の 一部改正について (第88号議案)	1 概要 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、規定を整理するもの。 2 施行期日 令和 3年 8月 1日
名古屋市休養温泉 ホーム松ヶ島条例 の廃止について (第89号議案)	1 概要 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の廃止に伴い、条例を廃止するもの。 2 施行期日 令和 4年 4月 1日
名古屋市立中央看 護専門学校条例の 廃止について (第90号議案)	1 概要 名古屋市立中央看護専門学校の廃止に伴い、条例を廃止するもの。 2 施行期日 別に規則で定める日

2 一般会計補正予算 (第94号議案)

歳出予算

(単位:千円)

事 項	金 額	概 要
新型コロナウイルス ワクチン接種事 業	6,622,000	ワクチン接種を確実に実施するため、必要な費用を増額
中央看護専門学校 と公立大学法人名 古屋市立大学の統 合準備	38,000	令和 5年 4月を目標としている統合に向けた運営に係る 検討及び環境整備

3 一般案件

件 名	概 要								
<p>指定管理者の指定の変更について (第 114号議案)</p>	<p>1 趣旨 名古屋市総合社会福祉会館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>2 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="531 477 1331 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 477 935 544">施設の名称</th> <th data-bbox="935 477 1331 544">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 544 935 667">名古屋市総合社会福祉会館</td> <td data-bbox="935 544 1331 667">社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="531 719 1331 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 719 935 786">変更前</th> <th data-bbox="935 719 1331 786">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 786 935 909">平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで</td> <td data-bbox="935 786 1331 909">平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市総合社会福祉会館	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	変更前	変更後	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市総合社会福祉会館	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会								
変更前	変更後								
平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで								
<p>指定管理者の指定の変更について (第 115号議案)</p>	<p>1 趣旨 名古屋市緑寿荘の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>2 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="531 1144 1331 1272"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1144 935 1211">施設の名称</th> <th data-bbox="935 1144 1331 1211">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1211 935 1272">名古屋市緑寿荘</td> <td data-bbox="935 1211 1331 1272">社会福祉法人九十九会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="531 1323 1331 1514"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1323 935 1391">変更前</th> <th data-bbox="935 1323 1331 1391">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1391 935 1514">平成23年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで</td> <td data-bbox="935 1391 1331 1514">平成23年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市緑寿荘	社会福祉法人九十九会	変更前	変更後	平成23年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	平成23年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市緑寿荘	社会福祉法人九十九会								
変更前	変更後								
平成23年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	平成23年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで								



<p>指定管理者の指定 の変更について (第 116号議案)</p>	<p>1 趣旨 名古屋市高齢者就業支援センターの指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>2 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="528 389 1326 580"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市高齢者就業支援センター</td> <td>公益社団法人名古屋市シルバー人材センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="528 633 1326 824"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで</td> <td>平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市高齢者就業支援センター	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター	変更前	変更後	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市高齢者就業支援センター	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター								
変更前	変更後								
平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで								
<p>指定管理者の指定 の変更について (第 117号議案)</p>	<p>1 趣旨 名古屋市熱田荘の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの。</p> <p>2 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="528 1057 1326 1184"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市熱田荘</td> <td>社会福祉法人芳龍福祉会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="528 1238 1326 1429"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで</td> <td>平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市熱田荘	社会福祉法人芳龍福祉会	変更前	変更後	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市熱田荘	社会福祉法人芳龍福祉会								
変更前	変更後								
平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで								

4 諮問案件

件 名	概 要
<p>保護費の返還の督促に関する審査請求について (諮問第 2号)</p>	<p>1 概要 保護費の返還の督促に関する審査請求があったため、この審査請求を棄却することについて、地方自治法第 231条の 3第 7項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 審査請求人住所氏名 名古屋市港区西茶屋一丁目35番地の 6市営西茶屋荘 4棟 102号 藤 法子</p> <p>(2) 審査請求年月日 令和 2年 7月12日</p> <p>(3) 審査請求に係る処分 名古屋市港区社会福祉事務所長が上記審査請求人に対して行った生活保護法第63条に基づく返還金に係る次に掲げる処分</p> <p>ア 令和 2年 4月10日付けの督促処分 イ 同年 5月14日付けの督促処分 ウ 同年 6月10日付けの督促処分 エ 同年 7月10日付けの督促処分</p>

令和3年6月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について (第91号議案)	<p>(1) 改正の概要</p> <p>子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの</p> <p>(2) 内 容</p> <p>ファミリーホームに委託されている小学校就学前の子どもが保育所等を利用する場合の利用者負担額を無償化</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する</p>

2 一般会計補正予算（第94号議案）

歳 出

件 名	金 額	概 要
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助	千円 24,100	新型コロナウイルス感染症への対応として、自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯を対象とする住居借り上げ資金の貸付事業に対して補助
計	24,100	

3 一般案件

件 名	概 要								
<p>指定管理者の指定の変更について (第 118 号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市青少年交流プラザの指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="560 685 1399 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 685 979 748">施設の名称</th> <th data-bbox="979 685 1399 748">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 748 979 893">名古屋市青少年交流プラザ</td> <td data-bbox="979 748 1399 893">名古屋ユースクエア共同事業体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="560 1014 1399 1207"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 1014 979 1077">変更前</th> <th data-bbox="979 1014 1399 1077">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1077 979 1207">平成 29 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで</td> <td data-bbox="979 1077 1399 1207">平成 29 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市青少年交流プラザ	名古屋ユースクエア共同事業体	変更前	変更後	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市青少年交流プラザ	名古屋ユースクエア共同事業体								
変更前	変更後								
平成 29 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで								

# 令和3年6月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

## 1 条例案

件名	概要
名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について (第92号議案)	<p>(1) 改正の概要 名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせる時期を変更するため、規定を整備するもの (現行) 令和4年4月1日 (改正後) 令和5年4月1日</p> <p>(2) 施行期日 公布の日</p>

## 2 一般案件

件名	概要																
指定管理者の指定の変更について (第119号議案)	<p>(1) 趣旨 名古屋市中村図書館始め5館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市中村図書館</td> <td>ホームックス株式会社</td> </tr> <tr> <td>名古屋市富田図書館</td> <td>ホームックス株式会社</td> </tr> <tr> <td>名古屋市志段味図書館</td> <td>名古屋TRCグループ</td> </tr> <tr> <td>名古屋市緑図書館</td> <td>株式会社ヴィアックス</td> </tr> <tr> <td>名古屋市徳重図書館</td> <td>株式会社ヴィアックス</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td>平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市中村図書館	ホームックス株式会社	名古屋市富田図書館	ホームックス株式会社	名古屋市志段味図書館	名古屋TRCグループ	名古屋市緑図書館	株式会社ヴィアックス	名古屋市徳重図書館	株式会社ヴィアックス	変更前	変更後	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者																
名古屋市中村図書館	ホームックス株式会社																
名古屋市富田図書館	ホームックス株式会社																
名古屋市志段味図書館	名古屋TRCグループ																
名古屋市緑図書館	株式会社ヴィアックス																
名古屋市徳重図書館	株式会社ヴィアックス																
変更前	変更後																
平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで																

件 名	概 要																						
指定管理者の指定の変更について (第 120 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市中村生涯学習センター始め 8 館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="600 551 1399 1473"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市中村生涯学習センター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>名古屋市熱田生涯学習センター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>名古屋市中川生涯学習センター</td> <td>ホームックス株式会社</td> </tr> <tr> <td>名古屋市港生涯学習センター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>名古屋市南生涯学習センター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>名古屋市緑生涯学習センター (分館を除く。)</td> <td>シンコーグループ</td> </tr> <tr> <td>名古屋市名東生涯学習センター</td> <td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td> </tr> <tr> <td>名古屋市天白生涯学習センター</td> <td>愛知スイミング・大成共同事業体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="600 1576 1399 1767"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで</td> <td>平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市中村生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市熱田生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市中川生涯学習センター	ホームックス株式会社	名古屋市港生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市南生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市緑生涯学習センター (分館を除く。)	シンコーグループ	名古屋市名東生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市天白生涯学習センター	愛知スイミング・大成共同事業体	変更前	変更後	平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで
施設の名称	指定管理者																						
名古屋市中村生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																						
名古屋市熱田生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																						
名古屋市中川生涯学習センター	ホームックス株式会社																						
名古屋市港生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																						
名古屋市南生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																						
名古屋市緑生涯学習センター (分館を除く。)	シンコーグループ																						
名古屋市名東生涯学習センター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																						
名古屋市天白生涯学習センター	愛知スイミング・大成共同事業体																						
変更前	変更後																						
平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで																						

件 名	概 要								
指定管理者の指定の変更について (第 121 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市女性会館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="590 560 1388 728"> <thead> <tr> <th data-bbox="590 560 989 616">施設の名称</th> <th data-bbox="989 560 1388 616">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="590 616 989 728">名古屋市女性会館</td> <td data-bbox="989 616 1388 728">アイ・コニックグループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="590 828 1388 1019"> <thead> <tr> <th data-bbox="590 828 989 896">変更前</th> <th data-bbox="989 828 1388 896">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="590 896 989 1019">平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td data-bbox="989 896 1388 1019">平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市女性会館	アイ・コニックグループ	変更前	変更後	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市女性会館	アイ・コニックグループ								
変更前	変更後								
平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで								





令和3年6月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 一般案件

件 名	概 要		
<p>指定管理者の指定 について (第106号議案)</p>	<p>(1) 概要 熱田駅、神宮西駅及び西高蔵駅自転車駐車場の指定管理者を指定するもの</p> <p>(2) 指定の相手方 名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 安井 利之</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年10月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="512 1323 1422 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1323 1422 1384">指定管理者候補とした理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1384 1422 2007"> <p>市営有料自転車駐車場を5ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、あおなみ線ブロック（近鉄、JR等を含む）及び名城線ブロックの指定管理者の指定を受けた事業者である。</p> <p>熱田駅自転車駐車場はあおなみ線ブロック、神宮西駅及び西高蔵駅自転車駐車場は名城線ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	指定管理者候補とした理由	<p>市営有料自転車駐車場を5ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、あおなみ線ブロック（近鉄、JR等を含む）及び名城線ブロックの指定管理者の指定を受けた事業者である。</p> <p>熱田駅自転車駐車場はあおなみ線ブロック、神宮西駅及び西高蔵駅自転車駐車場は名城線ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。</p>
指定管理者候補とした理由			
<p>市営有料自転車駐車場を5ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、あおなみ線ブロック（近鉄、JR等を含む）及び名城線ブロックの指定管理者の指定を受けた事業者である。</p> <p>熱田駅自転車駐車場はあおなみ線ブロック、神宮西駅及び西高蔵駅自転車駐車場は名城線ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。</p>			

件 名	概 要				
指定管理者の指定の変更について (第 122 号議案)	<p>(1) 概要            名古屋市農業文化園の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 指定管理者            チームYMO</p> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="539 938 1339 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 938 940 1003">変更前</th> <th data-bbox="940 938 1339 1003">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1003 940 1131">平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td data-bbox="940 1003 1339 1131">平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
変更前	変更後				
平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで				

件 名	概 要																								
指定管理者の指定の変更について (第 123 号議案)	<p>(1) 概要            公園施設の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="536 766 1331 1344"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山公園展望塔</td> <td>サンエイ株式会社</td> </tr> <tr> <td>名城公園の公園施設</td> <td>岩間造園株式会社</td> </tr> <tr> <td>荒子川公園の公園施設</td> <td>名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ</td> </tr> <tr> <td>庄内緑地の公園施設</td> <td>名古屋市みどりの協会・ミズノグループ</td> </tr> <tr> <td>白鳥公園の公園施設</td> <td>しろとりの杜グループ</td> </tr> <tr> <td>稲永公園野鳥観察館</td> <td>東海・稲永ネットワーク</td> </tr> <tr> <td>戸田川緑地の公園施設</td> <td>チームYMO</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <p>ア 名城公園の公園施設</p> <table border="1" data-bbox="536 1527 1331 1720"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td>平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ その他の施設</p> <table border="1" data-bbox="536 1783 1331 1975"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td>平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	東山公園展望塔	サンエイ株式会社	名城公園の公園施設	岩間造園株式会社	荒子川公園の公園施設	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ	庄内緑地の公園施設	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ	白鳥公園の公園施設	しろとりの杜グループ	稲永公園野鳥観察館	東海・稲永ネットワーク	戸田川緑地の公園施設	チームYMO	変更前	変更後	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	変更前	変更後	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者																								
東山公園展望塔	サンエイ株式会社																								
名城公園の公園施設	岩間造園株式会社																								
荒子川公園の公園施設	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ																								
庄内緑地の公園施設	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ																								
白鳥公園の公園施設	しろとりの杜グループ																								
稲永公園野鳥観察館	東海・稲永ネットワーク																								
戸田川緑地の公園施設	チームYMO																								
変更前	変更後																								
平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで																								
変更前	変更後																								
平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで																								

件 名	概 要				
指定管理者の指定の変更について (第 124 号議案)	<p>(1) 概要            名古屋市みどりが丘公園の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 指定管理者            みどりの風グループ</p> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="539 936 1342 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 936 943 999">変更前</th> <th data-bbox="943 936 1342 999">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 999 943 1126">平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月 31 日まで</td> <td data-bbox="943 999 1342 1126">平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月 31 日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
変更前	変更後				
平成30年 4 月 1 日から 平成34年 3 月 31 日まで	平成30年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで				

令和3年6月定例会 提出議案の概要（交通局）

件 名	概 要
<p>訴えの提起について (第96号議案)</p>	<p>(1) 概要 市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容 ア 請求趣旨 被告に対し、土地明渡し及び損害金の支払いを求める。 イ 明渡しを求める土地 名古屋市名東区朝日が丘105番の一部 (鉄道用地 199.17平方メートル) ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者)</p>
<p>訴えの提起について (第97号議案)</p>	<p>(1) 概要 市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容 ア 請求趣旨 被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払いを求める。 イ 明渡しを求める土地 名古屋市名東区藤が丘161番の一部 (鉄道用地 394.24平方メートル) ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者) 梅野秀昭 (占有者) 有限会社名広アド (占有者) 有限会社ポートベロー (占有者)</p>

	<p>小川康彦こと楊康彦（占有者）          澤村光雄（占有者）          株式会社ユニバーサル洋菓子（占有者）          長谷川裕記（占有者）          株式会社イー・フィールド（占有者）</p>
<p>訴えの提起について          （第98号議案）</p>	<p>(1) 概要          市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容          ア 請求趣旨          被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払いを求める。          イ 明渡しを求める土地          名古屋市名東区藤見が丘8番の一部          （鉄道用地 271.25平方メートル）          ウ 被告          株式会社東名サービス（占有者）          大田和子（占有者）          株式会社DATZ（占有者）          柿沢忍（占有者）          有限会社チャコール・フードシステム（占有者）          坪井裕樹（占有者）</p>
<p>訴えの提起について          （第99号議案）</p>	<p>(1) 概要          市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容          ア 請求趣旨          被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払いを求める。          イ 明渡しを求める土地</p>

	<p>名古屋市名東区藤見が丘57番の一部 (鉄道用地 416.83平方メートル)</p> <p>ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者) 株式会社DATZ (占有者)</p>
<p>訴えの提起について (第100号議案)</p>	<p>(1) 概要 市有地を何ら権原なく占有している者等に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 請求趣旨 被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払いを求める。</p> <p>イ 明渡しを求める土地 名古屋市名東区藤見が丘85番の一部 (鉄道用地 406.90平方メートル)</p> <p>ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者) 山村五百子 (占有者) 有限会社中川ランドリー (占有者) 市川俊彦 (占有者) 服部雄一郎 (占有者) 田中沙織 (占有者) 株式会社オルサリーノ (占有者) 西村百合 (前占有者)</p>
<p>訴えの提起について (第101号議案)</p>	<p>(1) 概要 市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 請求趣旨 被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払いを求め</p>

	<p>る。</p> <p>イ 明渡しを求める土地 名古屋市名東区藤見が丘 105 番の一部 (鉄道用地 501.31平方メートル)</p> <p>ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者) 株式会社大雄 (占有者) 伊藤隆 (占有者) 有限会社野球鳥 (占有者) 有限会社あかり (占有者) 稲波伸夫 (占有者) 株式会社ポカラ (占有者) 近藤潔 (占有者) 近藤知恵美 (占有者)</p>
<p>訴えの提起について (第102号議案)</p>	<p>(1) 概要 市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 請求趣旨 被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払いを求める。</p> <p>イ 明渡しを求める土地 名古屋市名東区藤見が丘 142 番の一部 (鉄道用地 389.90平方メートル)</p> <p>ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者) 株式会社大雄 (占有者) 有限会社野球鳥 (占有者) 加藤武一 (占有者) 湯浅勝治 (占有者) 有限会社名東企画 (占有者)</p>



<p>訴えの提起について (第103号議案)</p>	<p>(1) 概要 市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容 ア 請求趣旨 被告に対し、建物収去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払いを求める。 イ 明渡しを求める土地 名古屋市名東区宝が丘5番の一部 (鉄道用地 384.84平方メートル) ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者)</p>
<p>訴えの提起について (第104号議案)</p>	<p>(1) 概要 市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるもの。</p> <p>(2) 主な内容 ア 請求趣旨 被告らに対し、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し、土地明渡し及び損害金の支払いを求める。 イ 明渡しを求める土地 名古屋市名東区宝が丘71番の一部 (鉄道用地 681.24平方メートル) ウ 被告 株式会社東名サービス (占有者) 山下俊明 (占有者) 匂坂小夜子 (占有者) 山口久美子 (占有者) 有限会社フジモリ (占有者) 有限会社野球鳥 (占有者) 株式会社リアル (占有者) 株式会社DATZ (占有者)</p>



令和3年6月定例会 提出議案の概要（経済局）

1 一般会計補正予算（第94号議案）

件名	金額	概要
地域商業機能複合 化推進事業助成	千円 歳出 65,000	商店街が行う新たな需要の創出につながる施設整備や消費動向の調査分析等に対して、国の補助事業を活用し助成



令和3年6月定例会 提出議案の概要（観光文化交流局）

1 一般会計補正予算（第94号議案）

件名	金額	概要
新たな文化芸術推進体制の構築に向けた検討	千円 9,000	<p>(1) 趣旨 「新たな文化芸術推進体制（名古屋版アーツカウンシル）」の構築に向け、調査検討を進める。</p> <p>(2) 内容 ・推進体制の実現に向けた検討調査 ・有識者会議の開催</p>

2 一般案件

件名	概要								
指定管理者の指定の変更について (第125号議案)	<p>(1) 趣旨 名古屋国際会議場の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋国際会議場</td> <td>コングレ・名古屋観光コンベンションビューロー コンソーシアム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td>平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋国際会議場	コングレ・名古屋観光コンベンションビューロー コンソーシアム	変更前	変更後	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋国際会議場	コングレ・名古屋観光コンベンションビューロー コンソーシアム								
変更前	変更後								
平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで								

件 名	概 要								
<p>指定管理者の指定の変更について (第 126 号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市民会館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 562 1348 732"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 562 951 629">施設の名称</th> <th data-bbox="951 562 1348 629">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 629 951 732">名古屋市民会館</td> <td data-bbox="951 629 1348 732">共立・名古屋共立共同事業体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="550 833 1348 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 833 951 900">変更前</th> <th data-bbox="951 833 1348 900">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 900 951 1025">平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="951 900 1348 1025">平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市民会館	共立・名古屋共立共同事業体	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市民会館	共立・名古屋共立共同事業体								
変更前	変更後								
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで								
<p>指定管理者の指定の変更について (第 127 号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市芸術創造センターの指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 1431 1348 1601"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1431 951 1498">施設の名称</th> <th data-bbox="951 1431 1348 1498">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1498 951 1601">名古屋市芸術創造センター</td> <td data-bbox="951 1498 1348 1601">公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="550 1702 1348 1895"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1702 951 1769">変更前</th> <th data-bbox="951 1702 1348 1769">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1769 951 1895">平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="951 1769 1348 1895">平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市芸術創造センター	公益財団法人名古屋市文化振興事業団	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市芸術創造センター	公益財団法人名古屋市文化振興事業団								
変更前	変更後								
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで								

件 名	概 要																			
指定管理者の指定の変更について (第 128 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市西文化小劇場始め文化小劇場 8 館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 573 1356 1133"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 573 976 640">施設の名称</th> <th data-bbox="976 573 1356 640">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 640 976 701">名古屋市西文化小劇場</td> <td data-bbox="976 640 1356 1133" rowspan="8">公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 701 976 761">名古屋市港文化小劇場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 761 976 822">名古屋市名東文化小劇場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 822 976 882">名古屋市北文化小劇場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 882 976 943">名古屋市緑文化小劇場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 943 976 1003">名古屋市東文化小劇場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1003 976 1064">名古屋市熱田文化小劇場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1064 976 1133">名古屋市昭和 cultura 小劇場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <p>ア 名古屋市昭和 cultura 小劇場</p> <table border="1" data-bbox="592 1337 1355 1527"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 1337 976 1404">変更前</th> <th data-bbox="976 1337 1355 1404">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 1404 976 1527">平成28年12月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="976 1404 1355 1527">平成28年12月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ア以外の施設</p> <table border="1" data-bbox="592 1579 1355 1769"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 1579 976 1646">変更前</th> <th data-bbox="976 1579 1355 1646">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 1646 976 1769">平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="976 1646 1355 1769">平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市西文化小劇場	公益財団法人名古屋市文化振興事業団	名古屋市港文化小劇場	名古屋市名東文化小劇場	名古屋市北文化小劇場	名古屋市緑文化小劇場	名古屋市東文化小劇場	名古屋市熱田文化小劇場	名古屋市昭和 cultura 小劇場	変更前	変更後	平成28年12月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年12月1日から 令和5年3月31日まで	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者																			
名古屋市西文化小劇場	公益財団法人名古屋市文化振興事業団																			
名古屋市港文化小劇場																				
名古屋市名東文化小劇場																				
名古屋市北文化小劇場																				
名古屋市緑文化小劇場																				
名古屋市東文化小劇場																				
名古屋市熱田文化小劇場																				
名古屋市昭和 cultura 小劇場																				
変更前	変更後																			
平成28年12月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年12月1日から 令和5年3月31日まで																			
変更前	変更後																			
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで																			

件 名	概 要								
指定管理者の指定の変更について (第 129 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市音楽プラザの指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 560 1348 728"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 560 949 622">施設の名称</th> <th data-bbox="949 560 1348 622">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 622 949 728">名古屋市音楽プラザ</td> <td data-bbox="949 622 1348 728">共立・名古屋共立共同事業体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="550 828 1348 1019"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 828 949 891">変更前</th> <th data-bbox="949 828 1348 891">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 891 949 1019">平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="949 891 1348 1019">平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市音楽プラザ	共立・名古屋共立共同事業体	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市音楽プラザ	共立・名古屋共立共同事業体								
変更前	変更後								
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで								
指定管理者の指定の変更について (第 130 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市民ギャラリー矢田の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 1433 1348 1601"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1433 949 1496">施設の名称</th> <th data-bbox="949 1433 1348 1496">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1496 949 1601">名古屋市民ギャラリー矢田</td> <td data-bbox="949 1496 1348 1601">公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="550 1702 1348 1892"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1702 949 1765">変更前</th> <th data-bbox="949 1702 1348 1765">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1765 949 1892">平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="949 1765 1348 1892">平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市民ギャラリー矢田	公益財団法人名古屋市文化振興事業団	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市民ギャラリー矢田	公益財団法人名古屋市文化振興事業団								
変更前	変更後								
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで								



件 名	概 要								
指定管理者の指定の変更について (第 131 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市旧川上貞奴邸の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 571 1347 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 571 951 636">施設の名称</th> <th data-bbox="951 571 1347 636">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 636 951 703">名古屋市旧川上貞奴邸</td> <td data-bbox="951 636 1347 703">アクティオ株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="550 804 1347 994"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 804 951 869">変更前</th> <th data-bbox="951 804 1347 869">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 869 951 994">平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> <td data-bbox="951 869 1347 994">平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市旧川上貞奴邸	アクティオ株式会社	変更前	変更後	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市旧川上貞奴邸	アクティオ株式会社								
変更前	変更後								
平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和5年3月31日まで								
指定管理者の指定の変更について (第 132 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市文化のみち榎木館の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 1435 1347 1603"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1435 951 1500">施設の名称</th> <th data-bbox="951 1435 1347 1500">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1500 951 1603">名古屋市文化のみち榎木館</td> <td data-bbox="951 1500 1347 1603">特定非営利活動法人榎木倶楽部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="550 1704 1347 1895"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1704 951 1769">変更前</th> <th data-bbox="951 1704 1347 1769">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1769 951 1895">平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td data-bbox="951 1769 1347 1895">平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市文化のみち榎木館	特定非営利活動法人榎木倶楽部	変更前	変更後	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市文化のみち榎木館	特定非営利活動法人榎木倶楽部								
変更前	変更後								
平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで								

件 名	概 要								
指定管理者の指定の変更について (第 133 号議案)	<p>(1) 趣 旨            名古屋市揚輝荘の指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="550 562 1348 732"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 562 951 629">施設の名称</th> <th data-bbox="951 562 1348 629">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 629 951 732">名古屋市揚輝荘</td> <td data-bbox="951 629 1348 732">特定非営利活動法人揚輝荘の会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="550 833 1348 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 833 951 900">変更前</th> <th data-bbox="951 833 1348 900">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 900 951 1025">平成29年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで</td> <td data-bbox="951 900 1348 1025">平成29年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市揚輝荘	特定非営利活動法人揚輝荘の会	変更前	変更後	平成29年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市揚輝荘	特定非営利活動法人揚輝荘の会								
変更前	変更後								
平成29年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで								

令和3年6月定例会 提出議案の概要（防災危機管理局）

1 一般案件（第134号議案）

件名	概要								
<p>指定管理者の指定の変更について</p>	<p>(1) 趣旨 名古屋市港防災センターの指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの</p> <p>(2) 施設の名称及び指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="558 716 1356 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="558 716 957 784">施設の名称</th> <th data-bbox="957 716 1356 784">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="558 784 957 884">名古屋市港防災センター</td> <td data-bbox="957 784 1356 884">丹青社・コニックス共同事業体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間</p> <table border="1" data-bbox="558 985 1356 1176"> <thead> <tr> <th data-bbox="558 985 957 1052">変更前</th> <th data-bbox="957 985 1356 1052">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="558 1052 957 1176">平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで</td> <td data-bbox="957 1052 1356 1176">平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	指定管理者	名古屋市港防災センター	丹青社・コニックス共同事業体	変更前	変更後	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで
施設の名称	指定管理者								
名古屋市港防災センター	丹青社・コニックス共同事業体								
変更前	変更後								
平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで								



令和3年6月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

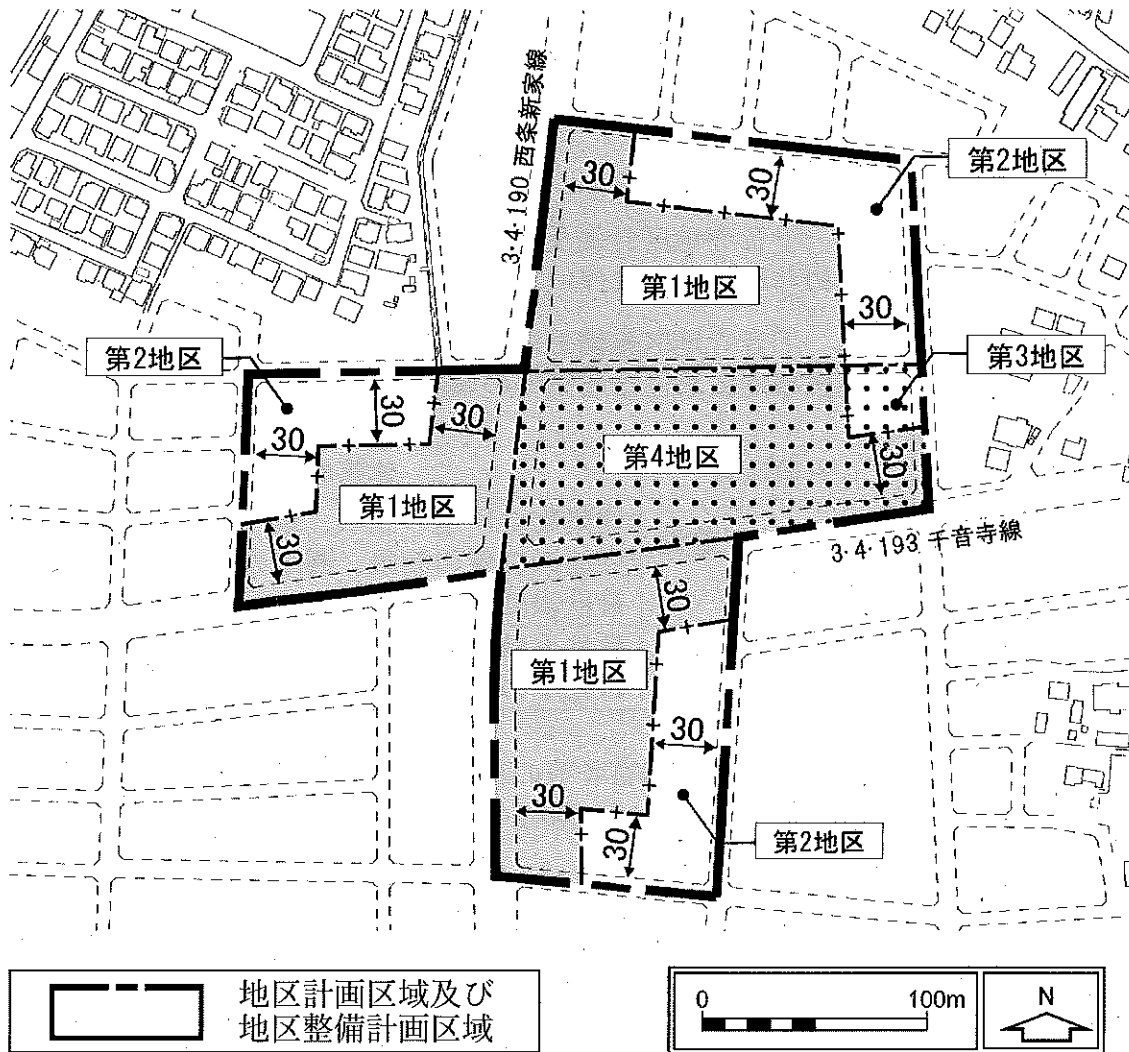
1 条例案

件 名	概 要						
<p>名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (第93号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 千音寺地区整備計画区域及び緑笹塚地区整備計画区域の各区域内における建築物の制限に関して、必要な事項を定めるもの</p> <p>(2) 改正内容 ア 千音寺地区計画及び緑笹塚地区計画が都市計画で新たに定められたことに伴い、対象区域を追加する。(別表第1関係) イ 千音寺地区整備計画区域及び緑笹塚地区整備計画区域の各区域内における建築物の制限を定める。(別表第2関係)</p> <table border="1" data-bbox="464 875 1420 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 875 719 927">対象区域</th> <th data-bbox="719 875 1420 927">建築物の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 927 719 1055">千音寺地区整備計画区域</td> <td data-bbox="719 927 1420 1055">建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの制限及び緑化率の最低限度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1055 719 1137">緑笹塚地区整備計画区域</td> <td data-bbox="719 1055 1420 1137">敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び緑化率の最低限度</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、規程の整理を行う。(第8条の6関係)</p> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>	対象区域	建築物の制限	千音寺地区整備計画区域	建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの制限及び緑化率の最低限度	緑笹塚地区整備計画区域	敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び緑化率の最低限度
対象区域	建築物の制限						
千音寺地区整備計画区域	建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの制限及び緑化率の最低限度						
緑笹塚地区整備計画区域	敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び緑化率の最低限度						

(参考)

千音寺地区計画区域及び地区整備計画区域

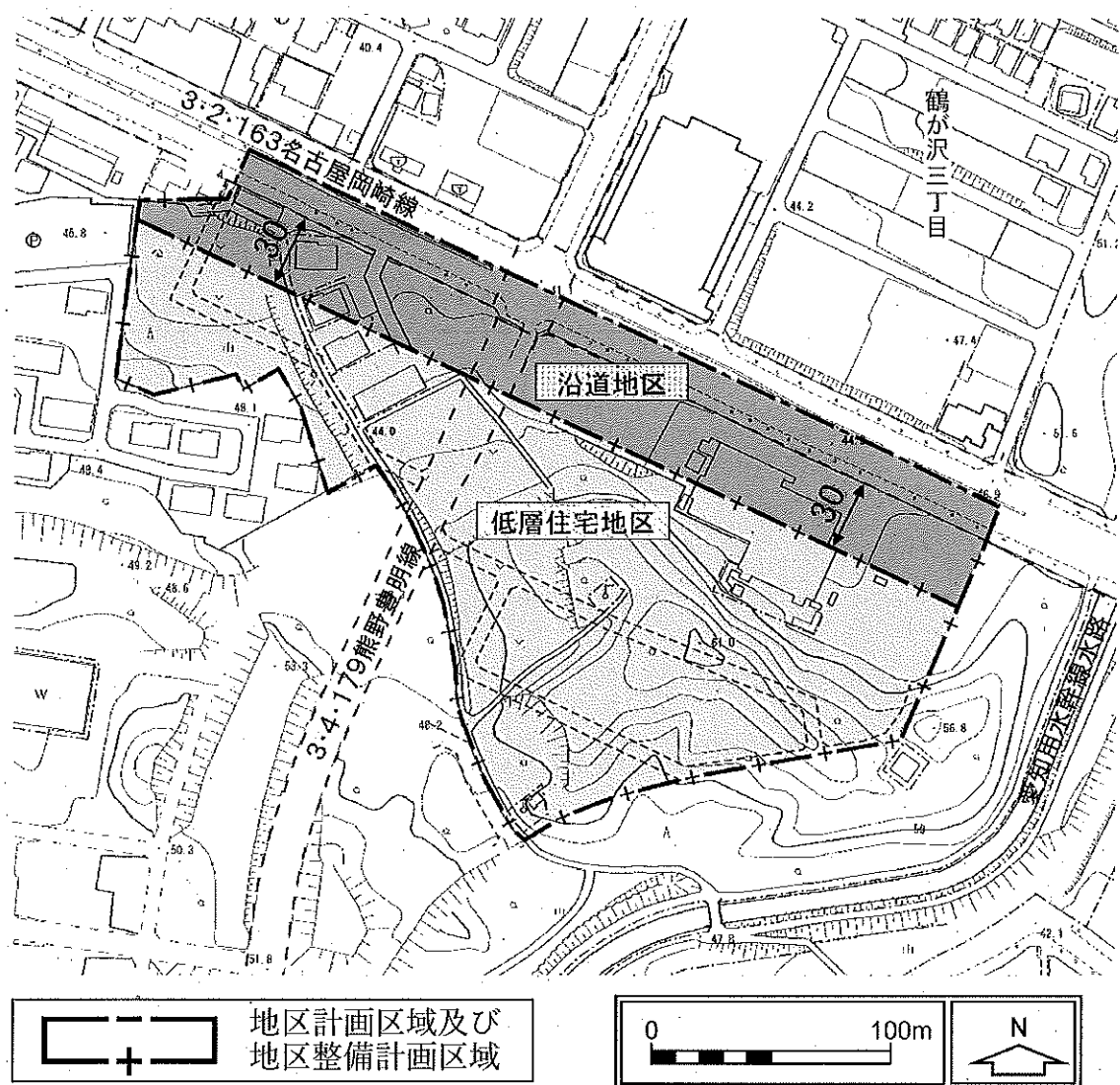
中川区富田町大字千音寺字平毛、字無田居、字三反田、字中地、字猪ノ木及び字上之坪の各一部



(参考)

緑笹塚地区計画区域及び地区整備計画区域

緑区鳴海町字笹塚、字鶴ヶ沢及び徳重三丁目の各一部



## 2 一般案件

件 名	概 要
整備計画の変更 に対する同意に ついて (第 135 号議案)	(1) 趣旨 名古屋高速道路の整備計画の変更に対し、道路整備特別措置法 に基づき議会の議決を経て同意しようとするもの  (2) 内容 ・ 連結位置及び連結予定施設の追加 ・ 新設又は改築に要する費用の概算額の変更 ・ 完成予定年度の変更